

## 新潟県がん対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1 新潟県がん対策推進計画（第4次）（令和7年3月策定）や新潟県がん対策推進条例（平成19年3月27日施行）を踏まえ、本県におけるがん対策を総合的かつ効果的に推進するため、新潟県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (構成員)

第2 協議会は、関係団体、有識者、がん診療拠点病院等の医療関係者、がん患者等で構成するものとし、福祉保健部長が依頼するものとする。

### (会長)

第3 協議会長は、委員の中から選出する。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第4 協議会は福祉保健部長が招集する。

2 福祉保健部長が必要と認めるときは、協議会に構成員以外の者を出席させることができる。

3 協議会の運営にあたっては、関連する会議等の連携と十分連携を図るものとする。

### (庶務)

第5 協議会の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課において処理する。

### (雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成21年8月7日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。